

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エムズが開設するエムズケアプランが行う居宅介護支援事業所(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために(人員及び管理運営に関する規程)を定め、要介護状態となった場合においても、その利用が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を送れるように支援する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1.事業所の介護支援専門員は要介護者の身体的、精神状態や環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から効果的に提供されるように計画を行う。
 - 2.事業所の介護支援専門員はサービス提供にあたり利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏らないよう公平中立に行う。
 - 3.事業所の運営にあたっては市町村、地域包括支援センター、他居宅介護支援事業所、病院、介護老人保健施設等の連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1.名称 エムズケアプラン
- 2.所在地 松戸市小金原 3-17-15 山本店舗 1号室

(職員の職種、員数及び勤務内容、営業内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容

- 1.管理者 1名
・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2.介護支援専門員 1名以上
・介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 3.営業日 月曜日～金曜日(12月30日～1月3日を除く)
※金曜日は午後のみ営業
・営業時間 午前9時から午後6時
※金曜日は13:00～18:00
・定休日 土・日・祝、年末年始(12月30日～1月3日)

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域

1. 松戸市、柏市、流山市

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。

(1) 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上でサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は全社協(居宅サービス計画ガイドライン)方式等を用いる。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

(3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに相談に応じることとする。

2. 第5条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

・事業所の車を利用し通常の事業の実施地域を超えた地点より

3kmまで 100円 / 6kmまで 200円 / 10kmまで 300円

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(相談・苦情対応)

第7条 1. 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応する。

2. 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3. 自ら居宅サービス計画に位置付けたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。

- 4.当事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 5.当事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第8条
- 1.当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 2.当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3.当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密保持)

- 第9条
- 1.事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2.事務所得た利用者及びその家族の個人情報については、事務所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族に了承を得るものとする。
 - 3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれから秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第10条
- 1.当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修採用後 3か月以内
 - (2)継続研修 年 1 回
 - 2.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムズ法人の代表取締役とエムズケアプランの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第11条
- 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1)感染症の予防及びまん延防止の為に従業者に対する研修及び訓練の実施方式等を用いる。
 - (2)その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

(虐待の防止のための措置)

- 第12条
- 1.利用者の権利擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1)虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (2)虐待防止のための指針整備

(3)虐待防止のための対策を検討する委員会の開催(年2回)

従業者への周知徹底

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする

(5)その他虐待防止のために必要な措置

2.事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第13条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発

(2)従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備

(3)その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続に向けた取り組み)

第14条 感染症や自然災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施する。

(身体拘束の原則禁止)

第15条 利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。緊急等やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、当該記録は2年間保管する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。